

模擬裁判員裁判授業

自分で考える力を身につける体験型授業

平成21年度の裁判員裁判制度の導入に伴い、国民と司法との距離を狭めるべく平成23年度から、小・中・高の順で学習指導要領に法教育の充実が求められます。

法教育とは、法律を専門としない一般の人々に、①法的な価値や原則を理解し、②法的な思考方法を身につけ、③法的な参加を促す教育をいいます。すなわち、法律の条文、判例、学説等を勉強する法律教育ではなく、法とはなにか、なぜ法があるのか、自分で考える力を身につける教育です。

「私民」から「市民」へ――

自由で公正な社会の担い手になる自覚を培う。

ニュースで報道されている社会の様々な事象と自分は「関係ない」といった声がよく聞こえます。本当にそうでしょうか？

もっと幅広い物事の捉え方や見かたを知れば、それが決して“自分には関係ないことではない”と気づくと思うのです。それを言葉ではなく、体験型で学んでいくのが法教育です。

私たち一人ひとりが責任を持って生きていく社会を作り上げよう、それが法教育の目標です。



模擬裁判員裁判授業

法教育では、多種多様な授業形態がありますが、その一つが模擬裁判員裁判授業です。児童・生徒らが、裁判官・裁判員役、検察官役、弁護士役それぞれを担当し、裁判の流れを体験します。リーガルパークの弁護士が裁判長役として参加し、裁判を指揮しながら授業の流れを組み立てていきます。この体験を通じて、児童・生徒たちに考える機会を与え、裁判の仕組み、裁判の意義、法的なものの考え方を学びます。

Student's Impressions

体験した学生達(中学3年生)に聞きました。

- 世の中で起っていることが自分には関係ない、という考えは間違っていたと気づいた。
- あまり乗り気じゃなかったけど、やっているうちに「被告人を守りたい」という気持ちが出てきてびっくり。
- 裁判とは、人と議論することで偏った考えがなくなり、より公平な判決が下せるところだと思った。
- 裁判を体験して、多くの方が物事の善悪について主義主張できる権利があるということを知りました。
- 絶対に公平であることを間違っただけではない、と思いました。
- 体験して、裁判が一般の人に公開されている意義は大きいと思った。
- 裁判が身近になった。



リーガル ぽー子

★模擬裁判員裁判授業の具体的な進め方は、裏面をご確認ください。



法教育の詳細情報、お申し込みは、リーガルパークホームページをご覧ください。
<http://legalpark.jp>

模擬裁判員裁判授業とは…

リーガルパーク独自の事件記録を事前に読み込み、児童・生徒らが裁判官・裁判員役、検察官役、弁護士役それぞれを担当し、裁判長役を務めるリーガルパークの弁護士が裁判を指揮します。

できるかぎり児童・生徒ら全員が、いずれかの役を担当するようにチーム分けをします。各チームは、証人尋問や被告人質問の質問内容を考えたり、論告や弁論でどのような意見を述べるのか準備します。

模擬裁判員裁判授業の本番では、冒頭手続、証人尋問、被告人質問、論告求刑、弁論といった裁判手続を経て、評議に入り、判決の言い渡しまでの刑事裁判の一通りの流れを体験します。

模擬裁判員裁判授業までの流れ

STEP 1

申し込み

リーガルパークHPにアクセス、またはTEL



STEP 2

リーガルパークスタッフとの打ち合わせ

実施日時や場所（法廷教室等）、事前授業の内容、費用等について、学校側の要望を聞いて打ち合わせを行います。



STEP 3

事前授業（1時限～2時限）

刑事手続きや裁判員裁判の意義を講義し、その後、各チームに分かれて本番に向けて準備します。各チームにサポート役のリーガルパークの弁護士がつくので、児童・生徒らは安心して討論することができます。



STEP 4

模擬裁判本番（2時限～3時限）

裁判の一通りの流れ（冒頭手続・証人尋問・被告人質問・論告求刑・弁論）を本物さながらに体験します。裁判の進行は、リーガルパークの弁護士が裁判長役として指揮します。もちろん、各チームにもリーガルパークの弁護士がサポートに入ります。

審理が終わったら、裁判官・裁判員役は評議に入り、みんなで考えた結論を代表する児童・生徒が判決言い渡しの形で発表します。



リーガルパークならではの特典

本番さながらの法廷教室を利用できる場合があります。ご相談下さい。また、準備期間中はもちろん、模擬裁判が終わった後でも、児童・生徒、教員からの質問をメールまたは電話で受け付け、リーガルパークの弁護士やスタッフがお答えします。

